

大学は新しいことを 最初に形にし、拡散し、 後世につなぐ場であってほしい

平成28年9月23日

横浜国立大学SDシンポジウム「大学はどうありたいか」

文部科学省生涯学習政策局政策課長
里見 朋香

※本講演内容はあくまで個人の考えに基づくものであり、
文部科学省としての公式見解ではありません

今日の話題

1. 自己紹介

2. 大学を取り巻く状況

3. 大学の使命

4. 大学職員の役割～ただの「事務」から一歩
踏み出す～

1. 自己紹介

職歴

- 平成2年 文部省入省
- 5年 米国留学、国連インターン
- 7年 文部省
- 9年 岡山県教育庁
- 11年 文化庁
- 16年 文部科学省
- 18年 東京大学
- 19年 京都大学 ⇒2国立大学、4年間
- 22年 独立行政法人日本学術振興会
- 24年 文部科学省 産業連携・地域支援課長
- 25年 文部科学省 大学振興課長
- 27年 文部科学省 生涯局政策課長(現職)

大学職員の経験

* 東京大学 1年3ヶ月

全学企画調整(事務組織改革)、
総長秘書室長、業務改善

* 京都大学 2年9ヶ月

教育推進、全学共通教育
非常勤講師(公共政策、教育学研究科)
総長室副室長、東京オフィス

2. 大学を取り巻く状況

最近の大学改革

- * **高大接続改革** (高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革の推進)
- * **大学のガバナンス改革**に関する学校教育法等の改正 (学長のリーダーシップ確立、学内組織の運営体制の整備、SDの義務化等)
- * **国立大学の機能強化** (ミッションの再定義、第3期中期目標期間における3つの重点支援枠の設置、指定国立大学法人制度の創設等)
- * **私立大学の振興** (「私立大学等の振興に関する検討会議」における検討、教育の質的転換や地域発展、産業界、他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革の支援、私立大学等経営強化集中支援等)

最近の大学改革

- * 大学の国際化、学生の双方向交流の推進（スーパーグローバル大学創生支援、「トビタテ！留学JAPAN」等）
- * 知の拠点としての地方大学強化（地（知）の拠点大学による地方創生の推進（COC+）等）
- * 社会人や企業等のニーズに応じた実践的、専門的教育の推進（「職業実践力育成プログラム（BP）」認定制度等）
- * 「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の一体的な策定に関する省令改正
- * 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム
- * 博士課程教育リーディングプログラム、卓越大学院（仮称）構想

...

大学改革は続く

- * 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議(平28. 8～)
- * 専門職大学院 ⇒ 新たな認定制度
- * 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のための法改正準備
⇒ 短期大学、専門学校等に影響

次の大きな大学改革

今後の高等教育政策の在り方について(当面の検討事項) (中教審大学分科会)

(検討事項の例)

【1】高等教育機関の機能・役割について

【2】高等教育機関の教育研究の展開方策について

【3】高等教育機関の規模等について

教育再生実行会議の提言

第一次提言 いじめの問題等への対応について

(平成25年2月26日)

- ・ 道徳教育の抜本的改善・充実
- ・ いじめ対策
- ・ 体罰禁止の徹底

第二次提言 教育委員会制度等の在り方について

(平成25年4月15日)

- ・ 地方教育行政の権限と責任の明確化

第三次提言 これからの大学教育等の在り方について

(平成25年5月28日)

- ・ グローバル化に対応した教育環境づくりを進める
- ・ イノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める
- ・ 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化
- ・ 社会人の学び直し機能を強化 ・ 大学のガバナンス改革

第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について

(平成25年10月31日)

- ・ 高校教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）の創設等）
- ・ 大学の人材育成機能の強化
- ・ 大学入学者選抜改革（達成度テスト（発展レベル）の創設、多面的・総合的な選抜への転換等）

第五次提言 今後の学制等の在り方について

(平成26年7月3日)

- ・ 新しい時代にふさわしい学制（幼児教育、小中一貫教育、職業教育等）
- ・ 教員免許制度の改革 ・ 教育を「未来への投資」として重視

第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について

(平成27年3月4日)

- ・ 誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現
- ・ 女性、高齢者、障害者など「全員参加型社会」の実現
- ・ 教育の力による「地方創生」

第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について

(平成27年5月14日)

- ・ これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新（アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進、ICT活用等）
- ・ 教師に優れた人材が集まる改革（育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等）

第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について

(平成27年7月8日)

- ・ 「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」を優先した教育投資
- ・ 民間資金の活用、税制の見直し等による教育財源確保
- ・ 国民の理解の醸成

第九次提言 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ

(平成28年5月20日)

- ・ 多様な構成が活かされる教育の実現
- ・ これまでの提言の確実な実行に向けて

教育制度全体が見直されている

- * 大学だけでなく、幼・小・中・高も改革が続いている（新学習指導要領、高大接続改革、義務教育学校・・・）
- * 初等中等教育段階の教員の養成、採用、研修も改革
- * 地方自治体では首長部局と教育委員会の関係も変わった（総合教育会議）

海外も大学改革

* ボローニャ・プロセス

- ◆ 2010年までに統一されたヨーロッパ高等教育圏を構築
- ◆ 学修プロセスを学士課程・修士課程の2段階にし、欧州全体で同じ基準で学位授与
- ◆ ボローニャ・プロセス以前に学士・修士の学位システムが存在していたのは英国とアイルランドだけ

「ボローニャ・プロセスについての評価の多くは、政府関係者が初めからこの重要な改革の最も強力な支持者であったことを指摘している。高等教育機関の指導者たちがすぐにその後が続いたが、研究者の多くはボローニャ・プロセスを「上」からの望ましくない押しつけとみなし続けた。また学生たちの抗議もまったく稀ではなかった。」

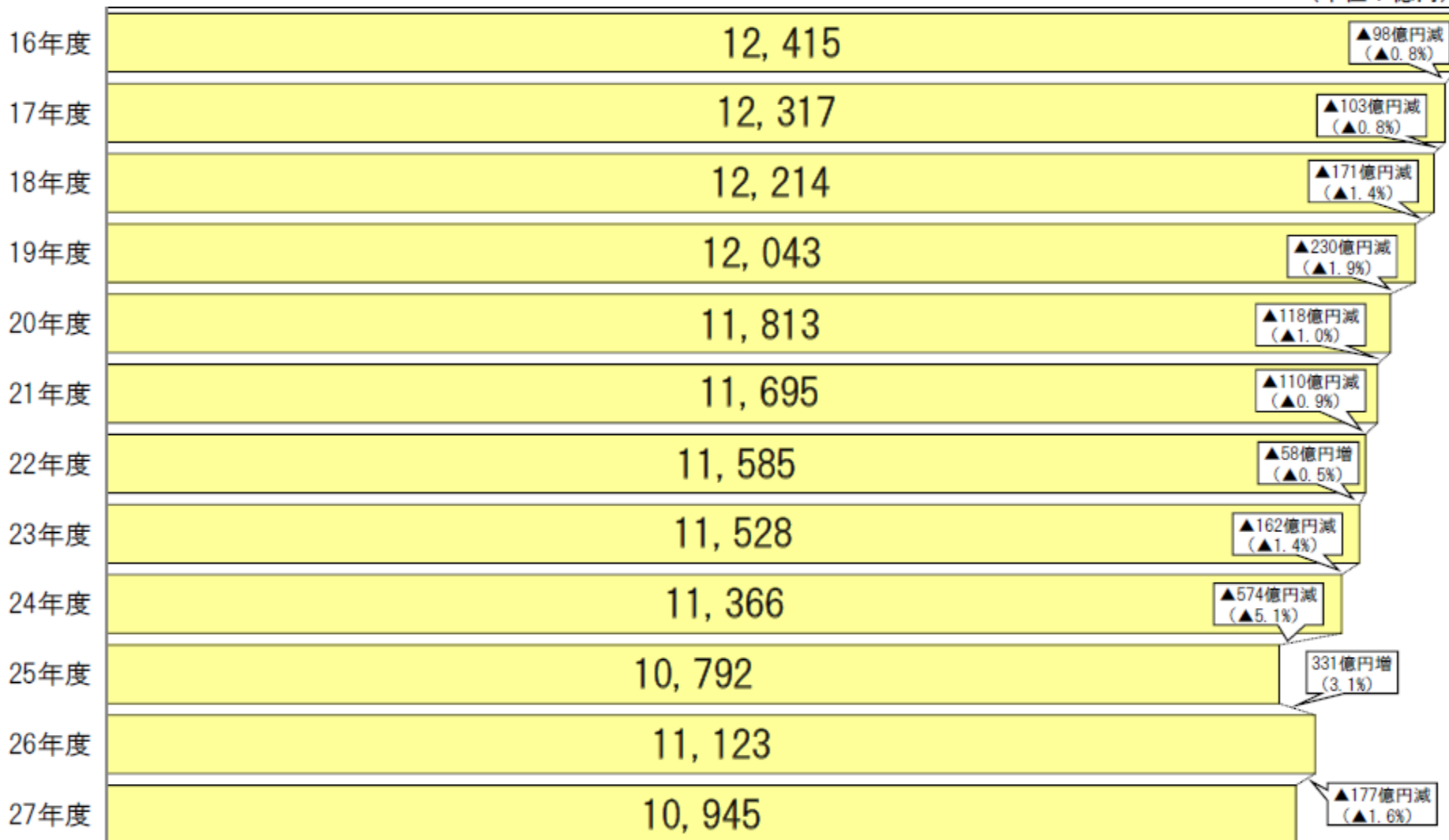
タイヒラー「ボローニャ改革がドイツと欧州諸国の大学の学修プログラムに与えた影響」

3. 大学の使命

運営費交付金予算額の推移

国立大学法人運営費交付金は、年々減少している。

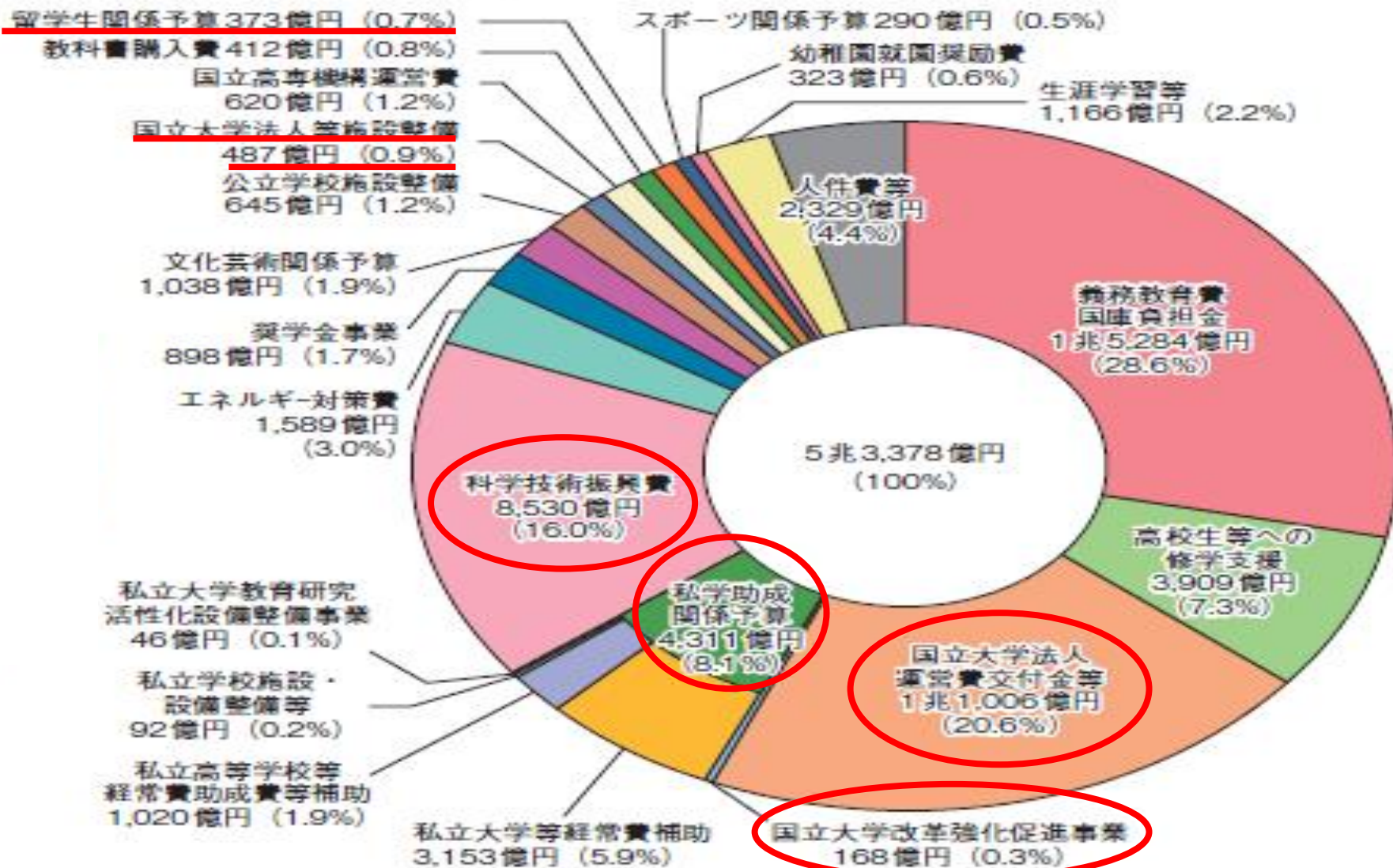
(単位：億円)



※平成25年度については給与臨時特例法等による減額分、平成26年度については同法の終了に伴う増額分が含まれる。

大学関係予算は省予算の中で大きい

文部科学関係予算の構成 (平成27年度)



「大学」は国立大学だけではない (学校数)

区分	計	大学		短期大学	高等専門学校	専修学校 (専門課程)
		大学	うち大学院を置く 大学			
計	1,182	779	627	346	57	2,823
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
国立	137	86	86	0	51	9
	11.6%	11.0%	13.7%	0.0%	89.5%	0.3%
公立	110	89	78	18	3	190
	9.3%	11.4%	12.4%	5.2%	5.3%	6.7%
私立	935	604	463	328	3	2,624
	79.1%	77.5%	73.8%	94.8%	5.3%	93.0%

(注1) 通信教育のみを行う大学(私立8校(放送大学含む))及び短大(私立2校)を除く。

(平成27年5月1日現在)

(注2) 学生募集停止をしている機関を含む。

「大学」は国立大学だけではない (学生数)

区分	計	大学院	小計	大学 (学部)	短期大学 (本科)	高等専門 (4・5年次)	通信教育	専修学校 (専門課程)
計	3,145,222	249,474	2,705,061	2,556,062	127,836	21,163	190,687	588,183
(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
国立	614,699	150,091	464,608	445,668	0	18,940		301
(%)	(19.5)	(60.2)	(17.2)	(17.4)	(0.0)	(89.5)		(0.1)
公立	153,722	15,974	137,748	129,618	6,745	1,385		25,422
(%)	(4.9)	(6.4)	(5.1)	(5.1)	(5.3)	(6.5)		(4.3)
私立	2,376,801	83,409	2,102,705	1,980,776	121,091	838	190,687	562,460
(%)	(75.6)	(33.4)	(77.7)	(77.5)	(94.7)	(4.0)	(100.0)	(95.6)

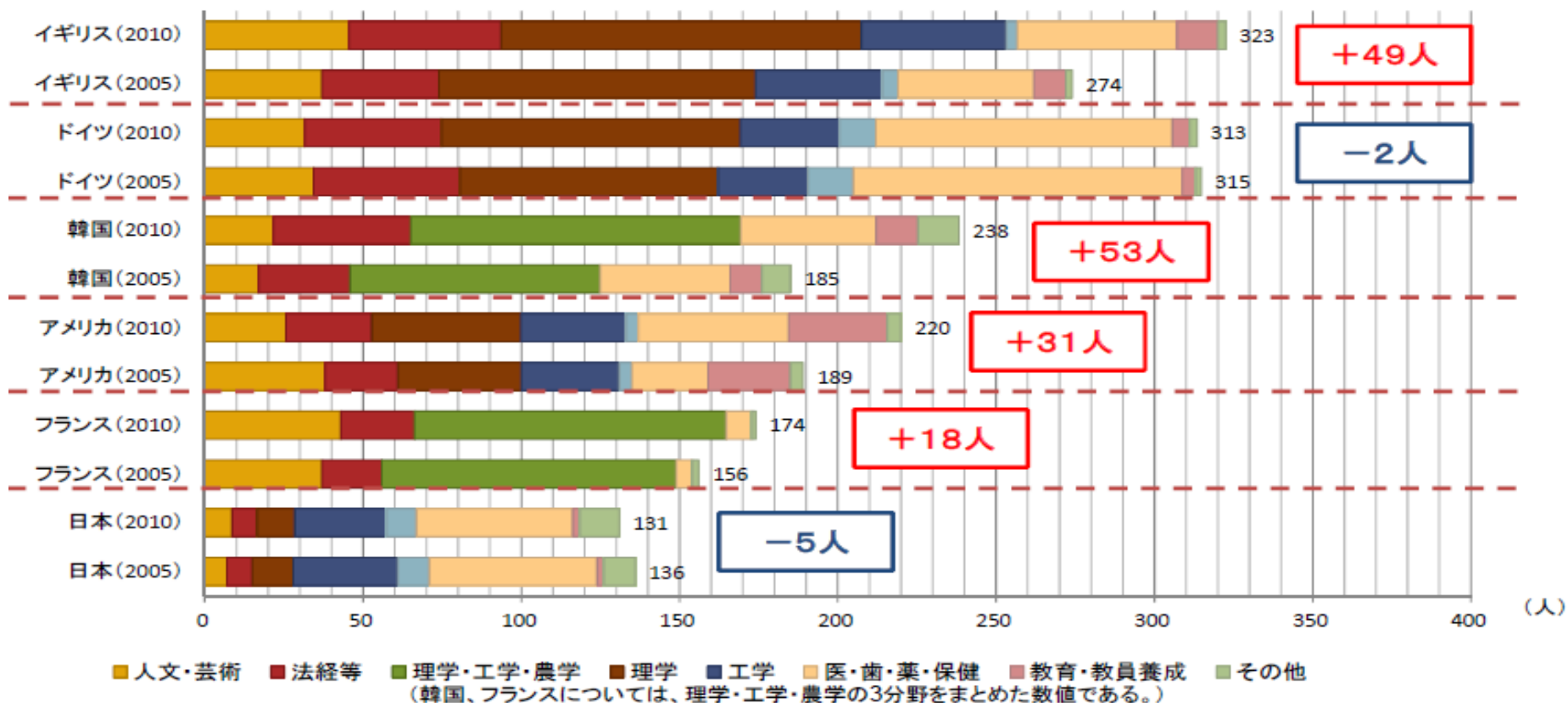
(注1) 学生数には、「専攻科」、「別科」、「その他」の学生を含まない。

(平成27年5月1日現在)

(注2) 上記には、放送大学学園立の学生を含む。

日本の博士は少なく、理系中心

※ 人口100万人当たりの人数



日本: 当該年度の4月から翌年3月までの取得者数を計上したものである。
 アメリカ: 標記年9月から始まる年度における学位取得者数。第一職業専門学位は除く。
 イギリス: 標記年(暦年)における大学など高等教育機関の上級学位取得者数。
 フランス: 標記年(暦年)における国立大学の授与件数。本土及び海外県の数値。
 ドイツ: 標記年の冬学期及び翌年の夏学期における試験合格者数。
 韓国: 当該年度の3月から翌年2月までの取得者数を計上したものである。

日本における大学の位置付け

日本国憲法 第23条

学問の自由は、これを保障する。

教育基本法 第7条

※平成18年改正で新設

大学は、**学術の中心**として、**高い教養と専門的能力を培う**とともに、**深く真理を探究して新たな知見を創造し**、これらの**成果を広く社会に提供**することにより、**社会の発展に寄与**するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

日本における大学の位置付け

学校教育法 第83条

大学は、**学術の中心**として、**広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究**し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための**教育研究**を行い、その**成果を広く社会に提供**することにより、**社会の発展に寄与**するものとする。

では「国立」大学とは

国立大学法人法 第1条

この法律は、大学の**教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため**、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

⇒ **国が設置者、設置目的は法律で規定
公立大学・私立大学とは違うミッション**

公立大学、私立大学

* 公立大学法人の場合、定款(議会議決)に設置目的

(例) 公立大学法人横浜市立大学

(目的) 第1条 この公立大学法人は、自主的かつ自律的な経営のもとに、国際都市・横浜にふさわしい国際性、創造性及び倫理観を有する人材を育成し、卓越した知的資源の開発に努め、もって横浜市民及び地域社会はもとより、世界に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

* 私立大学の場合、内規(学則等)に設置目的(建学の精神)

ユニバーサル段階・多様化した学生

《マーチン・トロウ》

- * 高等教育進学率 ~15% エリート段階
- ⇒15%超~ マス段階
- ⇒50%超~ ユニバーサル・アクセス段階

東京大学設立 1877(明治10)年 法理文 710名 医1040名
(全学年計)

大学進学率	1955(昭和30)年	10.1%	入学者17万人
	1963(昭和38)年	15.1%	27万人
	2005(平成17)年	51.5%	70万人

大学は〇〇でありたい

- * 大学は「新しいことを最初に形にし、拡散し、後世につなぐ場」であってほしい
～知の創造・発展・継承の拠点～
- * しかし、各大学がどうありたいか、それをどのような手段で実現するかは、大学の教職員が考えて決めること

大学は〇〇でありたい

その際

- * 少子高齢化、高度情報化、国際化などで激変する日本にあって
- * 今の法令的、予算的な仕組みを最大限使い
- * 779大学の中のオンリーワンを目指して
- * 大学教職員がそれぞれの役割を果たして乗り越えていくしかないのではないか

※全体観、相対化が重要

4. 大学職員の役割

～ただの「事務」から一歩踏み出す～

×一昔前の職員評

「新しい仕事をしない」「動かない」

「融通がきかない」「知恵がない」

「規則を盾に、すぐできないと言う」

「高圧的」

「「担当外」とたらい回しにする」

「意見を言わない」

「頼んだことをきちんと理解していない」

「英語がしゃべれない」・・・

現在の職員の位置付け

* 学校教育法第92条第1項

大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。

* 大学設置基準第41条

大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

* 大学院設置基準第31条

大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。

今後の検討へ

中教審大学分科会大学教育部会「大学運営の一層の改善・充実のための方策について(取組の方向性)」28. 2. 17

- ◆ ……現行の事務組織については、大学設置基準上、単に事務を処理することが目的とされているなど、事務組織及び事務職員に対する期待の高まりやその役割の重要性等に必ずしも十分に対応するものとなっていないとの指摘がある。
- ◆ このため、大学の事務組織及び事務職員が、当該大学の目標の達成に向け、これまで以上に積極的な役割を担い、大学運営の一翼を担う機能をより一層発揮できるよう、上記2. (2)に関する検討の方向性も踏まえながら、今後の在るべき姿について更に検討を深め、その結果を法令等に反映させることが適当ではないか。

SDの義務化

(大学設置基準改正諮問理由)

社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学には、産業界や地域等との連携など大学の枠を超えた取組や、教育研究の国際的展開等の戦略的な推進など、様々な側面での改革が求められており、このような中で、大学がその使命を十全に果たすためには、大学運営の在り方についての一層の高度化が必要である。その際、個々の職員の努力に依存した取組では、上記のような諸課題への対応に限界があると考えられるところであり、各大学において、大学を構成する職員である教員と事務職員等が大学の運営に必要な能力を身に付け、向上させるための取組を推進する必要がある。

SDの義務化

大学設置基準(平成29年4月1日施行予定)

(研修の機会等)

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

職員に期待される能力

高度化・複雑化する課題に対応していく職員として一般的に求められる資質・能力には、例えば、コミュニケーション能力、戦略的な企画能力やマネジメント能力、複数の業務領域での知見（総務、財務、人事、企画、教務、研究、社会連携、生涯学習など）、大学問題に関する基礎的な知識・理解などが挙げられる。

中央教育審議会平成20年12月24日
「学士課程教育の構築に向けて」（答申）

事例1

学長がアクションプランを策定した。しかし、学長が自由に使える資金が少なく、思うように進んでいない。

学長からは、「生き残りがかかっているのに、戦略的な運営がしにくい。外部資金をどんどん集めるように。」と号令をかけられている。

事例1－職員の対応

- ①大学を戦略的に運営する必要を感じない。
- ②大学を戦略的に運営する時代なのかもしれないが、職員の自分には関係ない。
- ③自分の大学がどのような財務構造になっているのか、調べてみる。
- ④文部科学省等の説明会に行き、詳しい情報を得る。
- ⑤心当たりの教員に外部資金への応募を勧める。支援する。
- ⑥職員から提案して申請や学内改革までつなげる。

事例2

学長から「これからは、事務の声もちゃんと聴かないとだめ。事務も全学委員会に参加させよ」との指示があった。

少しずつ事務職員が全学委員会の委員になるケースが増えている。

事例2－職員の対応

- ①本当は出席したくないが、一応座っている。
- ②教員に決めてもらえばいいと思うので、黙っている。
- ③意見を求められても、「特に・・・」とごまかす。
- ④事実関係がおかしいと思うときに発言する。
- ⑤企画そのものに参加し、自らも役割を分担する。
- ⑥責任者として説明し、意見を求め、改善する。

職員勤務評価の観点(例:茨城大学)

(評価項目)

第4条 学長は、対象となる職員の職務に応じて、原則として次の各号の項目について評価を行う。

- (1) 責任 自己又は部下の職務遂行について、常に責任ある態度を示したか。
- (2) 知識 必要な知識を十分もっていたか、必要な知識を得るため十分な努力をしたか。
- (3) 仕事の処理 適切かつ効果的な方法で、正確かつ速やかに処理したか。
- (4) 研究 業務の改善合理化などの取り組みを行ったか、又、その成果があったか。

職員勤務評価の観点(例:茨城大学)

- (5) **監督** 部下を適切に監督し、又、よく統率したか。
- (6) **協調** 上司又は同僚と協調的に職務を遂行したか。
- (7) **企画** 適切かつ効果的な企画を立案したか。
- (8) **指導** 他の職員に対する助言又は指導は適切かつ効果的だったか。
- (9) **規律** 法令、就業規則及び上司の命令等を遵守し、職務を誠実に遂行したか。

「事務」から「マネジメントスタッフ」へ

- * 放っておかない、すぐ処理する
 - 積極性、交渉・折衝力
- * 最後までフォローする
 - 責任感
- * 教員任せにせず、大学の一員として、職員も考え、行動する
 - 知識、決断力、進取性、経営意識

パワーの源泉：知識、人脈、説得力

正確な知識を得るため、原典にあたり、現場を見る

參考資料

教育再生実行会議の検討体制

○第1期教育再生実行会議(H25.1～H27.7)は、8次にわたる提言を取りまとめ、内閣の最重要課題である教育再生を牽引。

○平成27年11月以降、第2期教育再生実行会議として、新たな有識者の方々により活動を再開。

○また、新たに「提言フォローアップ会合」を設置し、これまでの提言の実行状況をフォローアップ。

教育再生実行会議

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ◎ 鎌田 薫 | (早稲田大学総長) |
| ○ 佃 和夫 | (三菱重工業株式会社相談役) |
| 漆 紫穂子 | (品川女子学院校長) ※ H26.9.17以降 |
| 大竹 美喜 | (アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)創業者) |
| 尾崎 正直 | (高知県知事) |
| 貝ノ瀬 滋 | (政策研究大学院大学客員教授) |
| 加戸 守行 | (前愛媛県知事) |
| 蒲島 郁夫 | (熊本県知事) |
| 川合 眞紀 | (自然科学研究機構 分子科学研究所長、東京大学特任教授) |
| 河野 達信 | (防府市立華城小学校教頭、前全日本教職員連盟委員長) |
| 佐々木 喜一 | (成基コミュニティグループ代表) |
| 鈴木 高弘 | (専修大学附属高等学校理事・前校長、NPO法人老楽塾理事長) |
| 曾野 綾子 | (作家) ※第四次提言(H25.10.31)まで |
| 武田 美保 | (スポーツノ教育コメンテーター) |
| 向井 千秋 | (東京理科大学副学長、日本学術会議副会長) ※ H26.9.17以降 |
| 八木 秀次 | (麗澤大学教授) |
| 山内 昌之 | (東京大学名誉教授、明治大学特任教授) |

※本会議の他、3つの分科会が置かれていた



【27年11月以降】

新たな課題の検討

教育再生実行会議 (本体会議)

- | | |
|-------------|--|
| ◎ 鎌田 薫 | (早稲田大学総長) |
| ○ 松本 紘 | (理化学研究所理事長、京都大学前総長) |
| 出雲 充 | (株式会社ユーグレナ代表取締役社長) |
| 伊原木 隆太 | (岡山県知事) |
| 漆 紫穂子 | (品川女子学院校長) |
| 小林 りん | (インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢代表理事) |
| 貞廣 斎子 | (千葉大学教育学部教授) |
| 三幣 貞夫 | (千葉県南房総市教育長) |
| 清水 信一 | (武蔵野東高等専修学校校長) |
| 鈴木 典比古 | (国際教養大学理事長・学長) |
| 坪谷 ニュウエル 郁子 | (東京インターナショナルスクール理事長) |
| 中邑 賢龍 | (東京大学先端科学技術研究センター教授) |
| 中室 牧子 | (慶應義塾大学総合政策学部准教授) |
| 名和 晃平 | (彫刻家、SANDWICH Inc.ディレクター、
京都造形芸術大学大学院教授) |
| 細江 茂光 | (岐阜市長) |
| 堀 義人 | (グロービス経営大学院学長、
グロービス・キャピタル・パートナーズ代表パートナー) |
| 向井 千秋 | (東京理科大学副学長、日本学術会議副会長) |
| 湯野川 孝彦 | (株式会社すららネット代表取締役社長) |

これまでの提言のフォローアップ

教育再生実行会議 提言フォローアップ会合

1～8次のこれまでの提言を出した有識者がフォローアップを実施

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ◎ 鎌田 薫 | (早稲田大学総長) |
| ○ 佃 和夫 | (三菱重工業株式会社相談役) |
| 漆 紫穂子 | (品川女子学院校長) |
| 大竹 美喜 | (アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)創業者) |
| 尾崎 正直 | (高知県知事) |
| 貝ノ瀬 滋 | (政策研究大学院大学客員教授) |
| 加戸 守行 | (前愛媛県知事) |
| 蒲島 郁夫 | (熊本県知事) |
| 川合 眞紀 | (自然科学研究機構 分子科学研究所長、東京大学特任教授) |
| 河野 達信 | (防府市立華城小学校教頭、前全日本教職員連盟委員長) |
| 佐々木 喜一 | (成基コミュニティグループ代表) |
| 鈴木 高弘 | (専修大学附属高等学校理事・前校長、NPO法人老楽塾理事長) |
| 武田 美保 | (スポーツノ教育コメンテーター) |
| 向井 千秋 | (東京理科大学副学長、日本学術会議副会長) |
| 八木 秀次 | (麗澤大学教授) |
| 山内 昌之 | (東京大学名誉教授、明治大学特任教授) |

現在の教育再生の動向

1. 社会を生き抜く力の養成（個性を認める・伸ばす・発揮する）

●学習指導要領の見直し

- ・中教審において、以下のような項目について現在幅広く審議中【2020年度(平成32年度)から順次実施を目指す】
 - 子供たちが次代を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成するための、各教科等の具体的な在り方、知識の理解の質を高めるための「主体的・対話的で深い学び」の実現、子供たちの学びを支えるカリキュラム・マネジメントの確立など
 - グローバル社会で求められる力の育成(小学校からの英語教育の在り方など)
 - 国家及び社会の責任ある形成者を育むための高校教育の在り方(主体的な社会参画のための力を育む新科目「公共(仮称)」の検討、世界史必修を見直し、「歴史総合(仮称)」と「地理総合(仮称)」の検討など)
- ・道徳の時間の「特別の教科」化【2015年(平成27年)3月に学習指導要領等を一部改正。小学校は2018年度(平成30年度)、中学校は2019年度(平成31年度)より全面实施】

●高大接続改革

- 高等学校教育改革
 - ・学習指導要領の見直し、学習・指導方法の改善
 - ・多面的な評価の推進、そのツールの一つとして「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入【2019年度(平成31年度)を目指し具体的方策等について検討】
- 大学教育改革
 - ・各大学における卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の一体的策定・公表【2016年(平成28年)3月に関係省令を改正、2017年(平成29年)4月に施行】とそれに基づく大学教育の質的転換、認証評価制度の改革【2016年(平成28年)3月に関係省令を改正、2018年(平成30年)4月に施行】
- 大学入学者選抜改革
 - ・各大学の個別選抜は、入学者受入れの方針の明確化と、その内容の入学者選抜方法への具現化を通じて、学力の3要素を多面的な選抜方法をとるものに改善
 - ・「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入【2020年度(平成32年度)の実施を目指し具体的方策等について検討】

●学校制度の改革

- ・小中一貫教育の制度化、高校等専攻科からの大学への編入学の制度化【2016年度(平成28年度)から施行】
- ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化【平成28年5月30日中教審答申】

●不登校対策の推進

- ・不登校対策の充実について、有識者会議で平成27年8月に中間報告、平成28年7月に最終報告
- ・フリースクール等で学ぶ子供への支援について、有識者会議で平成28年7月に審議経過報告、平成28年度内に最終まとめ予定

●「学び続ける」社会、女性、高齢者、障害者など「全員参加型社会」の実現

- ・検定試験の質の保証・社会的活用の促進や、学習成果の活用による新たな学習機会や様々な活動を結び付けるための基盤の構想を通じて、「学び」と「活動」の「循環」を実現するための検討【2016年(平成28年)の中教審答申を踏まえ、具体的方策等について検討】
- ・女性・高齢者・障害のある児童生徒等の学びの促進のための各種事業を実施

●「チーム学校」の実現

- ・教員養成・採用・研修の接続を重視した見直し・再構築【2015年(平成27年)の中教審答申を踏まえ、2016年(平成28年)以降制度改正を含め推進】
- ・教員が指導力を発揮できる環境を整備し、チームとしての学校の力を向上【2015年(平成27年)の中教審答申を踏まえ、2016年(平成28年)以降制度改正を含め推進】

2. 未来の飛躍を実現する人材の養成 (国際競争力を高める)

●大学・大学院教育改革

- ・財政基盤を確立した上で、教育の質的転換、グローバル化、地方創生への貢献等の改革を進める大学を重点支援【今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校】
- ・世界を牽引するリーダーとなる博士人材の養成

●グローバル人材の育成

- ・スーパーグローバルハイスクール、スーパーグローバル大学
- ・国際バカロレア認定校を【2018年度（平成30年度）までに200校】
- ・留学生の派遣・受入れを【2020年度（平成32年度）までに倍増】
派遣 大学生等：6万人→12万人 受入れ：14万人→30万人
高校生：3万人→6万人
- ・「官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の推進

3. 学びのセーフティネットの構築 (挑戦のチャンスを保障する)

●幼児教育の段階的無償化

- ・「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進める

●学生等への経済的支援の充実

- ・大学等奨学金事業の「有利子から無利子へ」の流れの加速
- ・授業料減免の充実
- ・返還月額が卒業後の所得に連動する、新たな所得連動返還型奨学金の導入【2017年度（平成29年度）進学者から適用】

●子供の貧困対策の推進

- ・幼児教育無償化に向けた段階的取組の推進、高校生等奨学給付金、大学等奨学金事業等の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充など
【2019年度（平成31年度）までに、全ての中学校区（約1万人に配置）】
- ・地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾を2019年度末（平成31年度末）までに5,000中学校区で実施するとともに、高校生への支援を全国展開する）

4. きずな絆づくりと活力あるコミュニティの形成

●地域と学校の連携・協働の推進

- ・新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の推進について中教審答申【2015年（平成27年）12月】
- ・コミュニティ・スクールの制度上の措置（設置の努力義務化、教職員の任用に関する意見の柔軟化等）や財政面・体制面の措置（導入に伴う負担軽減、類似の取組からの移行の支援等）を含めた推進方策を実施するとともに、従来の学校支援活動等を基盤に、「地域学校協働本部」を全国的に整備し（早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す）、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を推進【上記答申、2016年（平成28年）の「『次世代の学校・地域』創生プラン」を踏まえ、順次推進】

●土曜日・放課後の教育活動の充実

- ・土曜日の教育活動の充実（2016年度（平成28年度）目標：12,000校）、企業・団体等による土曜学習応援団の取組の充実支援
- ・「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ（福祉）・放課後子供教室（教育）の整備を支援し、両者の一体的な実施を推進【2019年度末（平成31年度末）までに、全小中学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち10,000箇所を一体的に実施】

●知の拠点としての地方大学強化

- ・地（知）の拠点大学による地方創生の推進
- ・人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化
- ・地域活性化の中核的拠点形成のための国立大学の機能強化

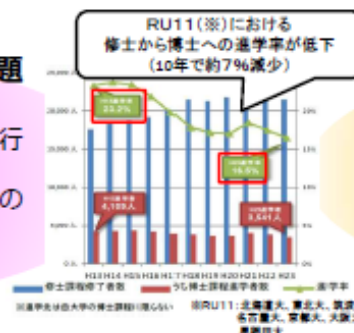
平成27年9月
中央教育審議会大学分科会

大学院改革の進展

- 平成3年～12年の「大学院重点化」により、大学院が量的に拡大
(平成3年から26年にかけて
大学院数が1.9倍、大学院生数が2.5倍)
- 平成17年以降、大学院教育の実質化が進展
「博士課程教育リーディングプログラム」等
により先進的な取組が展開

大学院重点化20年後の課題

- 優秀な日本人の若者の博士離れが進行
- 教員の負担増加
- 学生数が極端に少ない小規模専攻数の増加



大学院を巡る国内外の情勢

- 若手人口の大幅な減少
(平成34年の25歳～44歳人口:
平成24年比で20%減少見込み)
- 我が国の経済的優位性や競争力の低下、新たな基幹産業創出への期待
- 諸外国: 高度人材(自国・留学生)の増加と活躍
(例: シリコンバレーでは、大学院生の起業が社会変革の一翼)
- 地球規模の課題の深刻化

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」育成のための大学院改革を推進

7つの基本的方向性と「卓越大学院」の形成

①体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証

- 学位授与・教育課程編成・入学者受け入れの方針の一体的な策定・公表の促進
- ✓ 研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につながる教育課程の編成の促進
- ✓ 厳格な成績評価と修了認定による学生の質保証
- 研究倫理教育の実施、博士論文の指導・審査体制の改善
- 将来の大学教員の教育能力を養成するシステムの構築

④大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進

- キャリアパス多様化のための全学的支援と産業界の理解の促進
(大学の専門的職員へのキャリアパスの充実)
- 修了者の活躍状況の把握・公表の促進
(認定評価制度にて進路状況を評価)

⑤世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備

- 国際的アドミッション体制の整備
- 学生・教職員の国際交流の推進

世界最高水準の教育力と研究力を備え
人材交流・共同研究のハブとなる

「卓越大学院(仮称)」を形成

- 【期待される領域例】
- 国際的優位性・卓越性を示している領域
 - 文理融合・学際・新領域
 - 新産業の創出に資する領域
 - 世界の学術の多様性確保へ貢献が期待される領域

- 【検討スケジュール】
- 27年度中目途: 産学官からなる検討会を設置
(分野の設定や連携機関が連携する仕組みについて示す)
 - 28年度～: 大学における企業との連携による構想作りなど、具体化に向けた取組を開始

⑥教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進

- 社会的・学術的需要を踏まえた学生数の見直し
- 小規模専攻の見直し

②産学官民の連携と社会人学び直しの促進

- 企業と協働した教育課程の開発・実施
- 企業研究者と大学教員の人事交流の推進
(知財ルールの整備、クロスアポイントメント制度の活用)
- 大学院生の産学共同研究への参画、修士卒の優秀な社会人の博士号取得促進
- 社会人向けの職業実践力を育成するプログラムの認定制度の創設と奨励

⑦博士課程(後期)学生の処遇の改善

- 「2割の学生への生活費相当額程度の受給」達成に向けた多様な財源による支援の拡大
(企業・国立研究開発法人におけるRA(リサーチアシスタント)雇用の促進)

③専門職大学院の質の向上

- 制度全般を検証の上、1年以内に見直し、人材養成機能を抜本的に強化
(国際的に通用するアクレディテーション機関からの評価の受審を促進等)
- 法科大学院の組織見直しの促進や、教育の質の向上等の集中改革

「審議まとめ」の方針を計画的に実行するため

「第3次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)」(平成28年度～)の策定へ

高大接続改革の進捗状況について

1. 高等学校教育改革

➤ 教育課程の見直し

- ・平成27年8月「論点整理」。
平成28年8月「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」を取りまとめ。
年内に答申予定、平成29年度に高等学校学習指導要領改訂予定。

➤ 学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上

- ・生徒の資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニングの視点による学び)について、学習指導要領と一体で議論。
- ・教員の資質・能力の向上については、平成27年12月答申。
秋の臨時国会に向け、教特法、免許法、教員センター法改正を準備中。

➤ 多面的な評価の推進

- ・「基礎テスト(仮称)」とも関連して、民間、校長会、自治体等が実施している多様な検定等の実態、振興・活用方法も検討。
- ・学習指導要領の議論の中で、「キャリア・パスポート(仮称)」を検討中。学習指導要領の改訂を踏まえ、指導要録様式例を改訂。「検定試験の評価ガイドライン」の策定に向けて検討。
- ・「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」について、文部科学省改革推進本部「高大接続改革チーム」の下に、「**検討・準備グループ**」を設置し、検討中。**【別添資料1】**

2. 大学入学者選抜改革

➤ 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

- ・平成28年4月に「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」**検討・準備グループ**を設置し、**記述式・英語の実施方法・時期等**について検討中。**【別添資料2】**

➤ 個別大学の入学者選抜の改革

- ・国公立の別を問わず、各大学の方針に基づき、受検者を多面的・総合的に評価するための**入学者選抜改革の取組が進展**。
- ・委託事業において、複数の大学等が**コンソーシアム**を組み、**地歴公民、理数、情報等に関する新たな評価手法の開発及び普及**に取り組む。**【別添資料3】**
- ・高等学校や大学関係者等による「**大学入学者選抜方法の改善に関する協議**」の場で、入学者選抜に関する**新たなルールづくりや調査書・提出書類の改善等**について検討中。**【別添資料4】**

3. 大学教育改革

➤ 「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換

- ・①卒業認定・学位授与、②教育課程の編成・実施、③入学者受入れの「**三つの方針**」の**策定・公表を各大学に義務付け**。
- ・「三つの方針」策定・運用に関する**ガイドライン**を国が**作成・配布**。

➤ 認証評価制度の改善

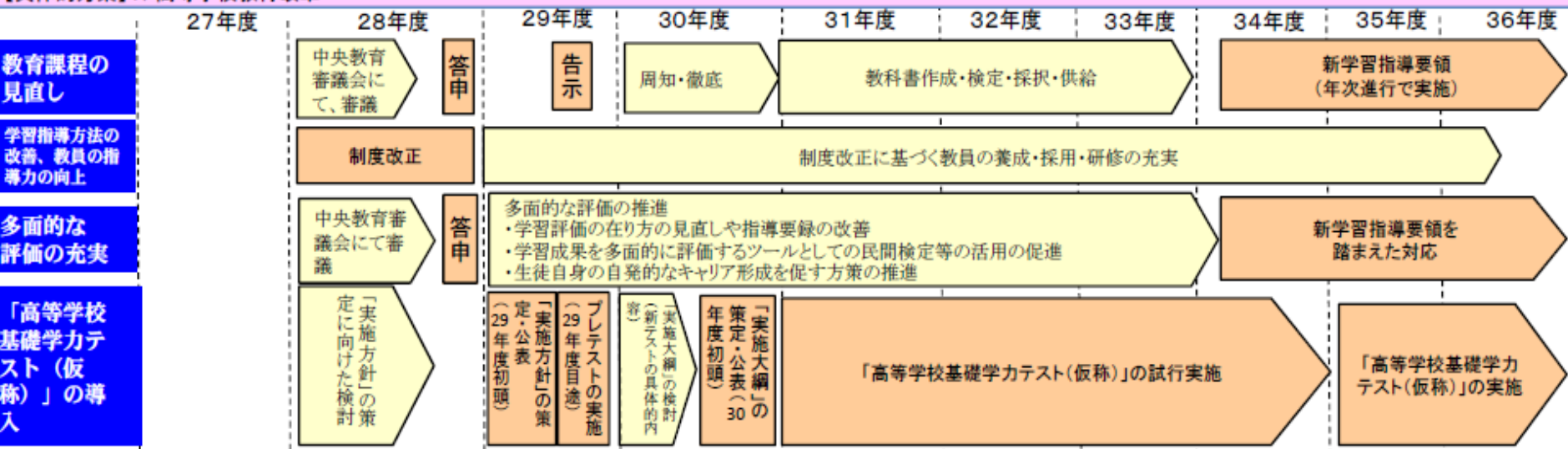
- ・「三つの方針」等を共通評価項目とし、平成30年度から認証評価に反映。

※ 上記改革の着実な推進のため、平成29年度高大接続改革関連予算として、総額64億円を概算要求。**【別添資料5】**

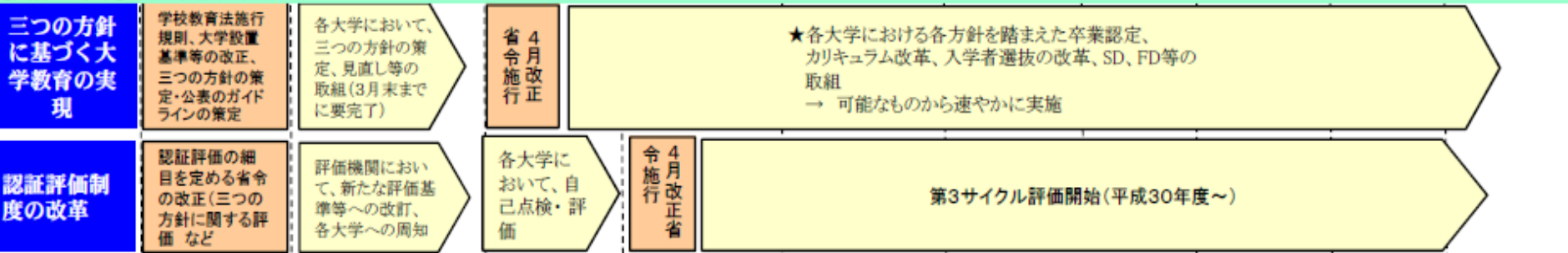
高大接続改革のスケジュール

参考 2

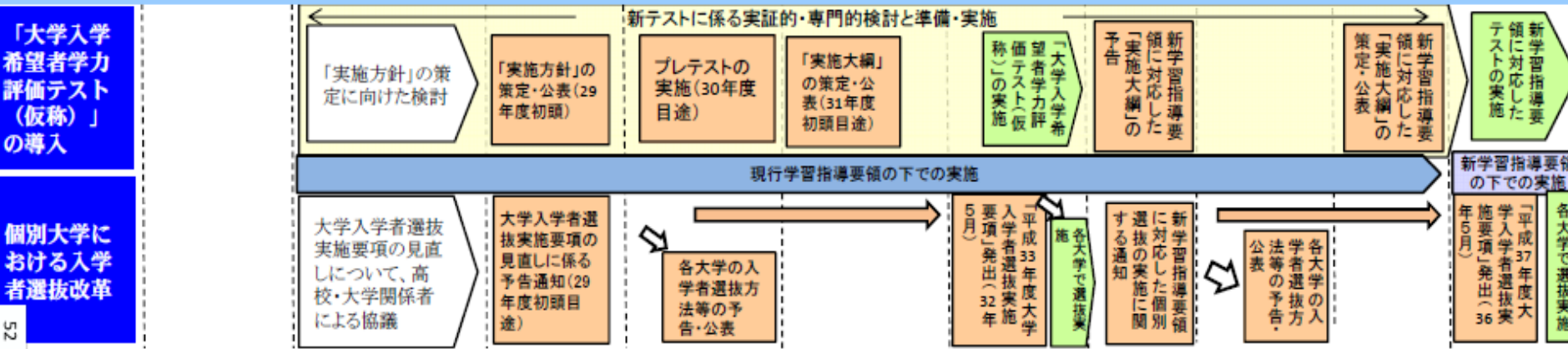
【具体的方策】1. 高等学校教育改革



【具体的方策】2. 大学教育改革

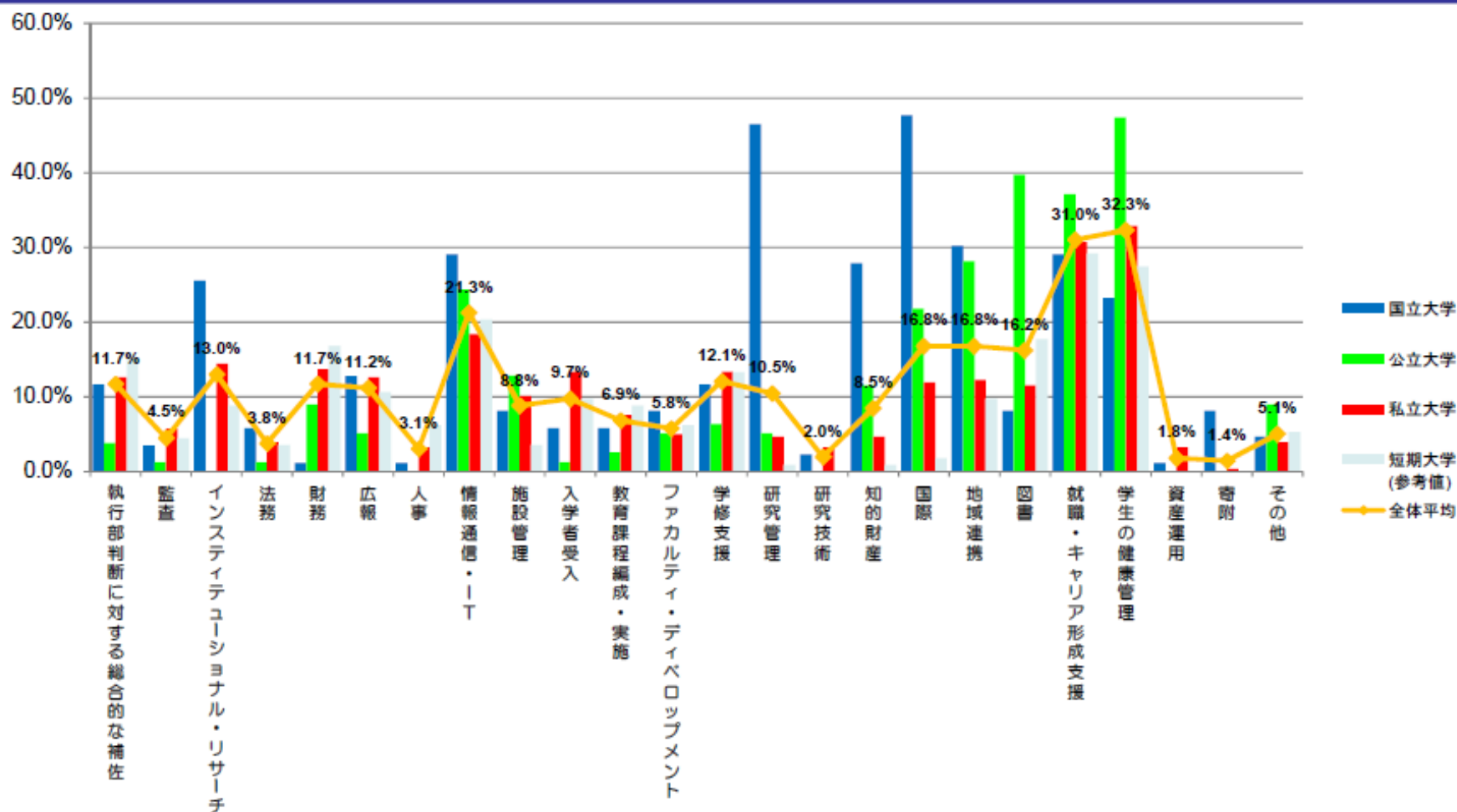


【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革



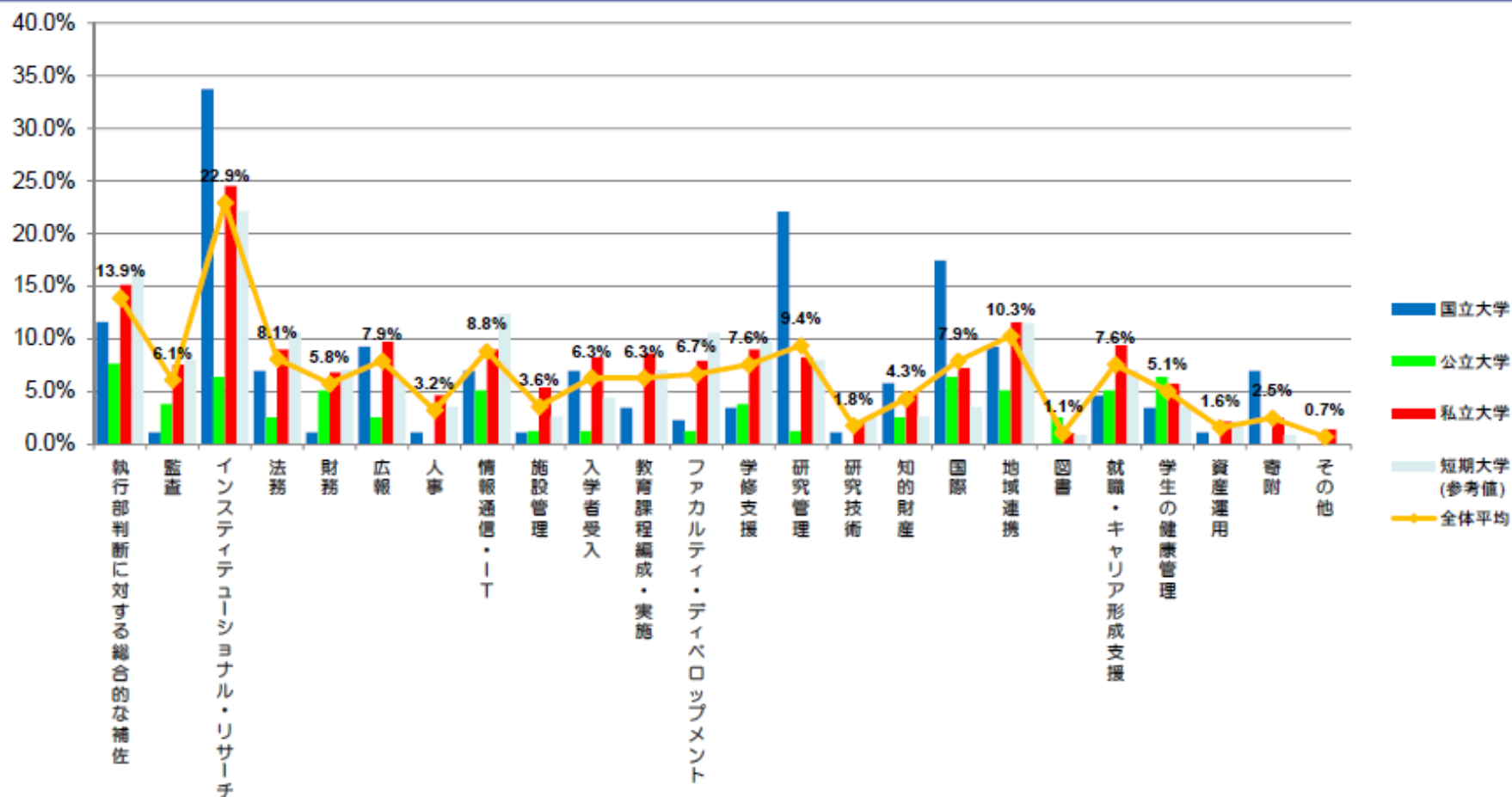
■ 現在配置して特に重要と考える専門的職員

- 全体平均においては、現在配置して特に重要と考える職務の上位として「学生の健康管理」「就職・キャリア形成支援」等の学生支援系、「情報通信・IT」があがっている
- ただし、設置主体別によって、重視する職務には差異が認められる



今後配置したい職務で特に重要と考える専門的職員

- 全体平均においては、今後配置したい職務で、特に重要と考えるものの上位として「インスティテューショナル・リサーチ」「執行部補佐」「地域連携」があがっている
- 他の設置主体と比較して国立大学は「インスティテューショナル・リサーチ」「研究管理」「国際」が特に高い



大学とは①－1

- * 現在、「そもそも大学とは何か。今必要なことは、大学の本質を明らかにすることだ」という声が聞かれる。しかしながら、この問題を具体的な文脈を抜きにして議論しても生産的ではない。「大学が引き受けなければならないのは、多様な学生層であり、多様な社会的ニーズである。こういう時代には、研究に特化する大学があってもよいし、職業教育に徹底する大学があってもよい。避けるべきは「大学」という名のもとに画一化することである。
- * 一方の教室では高度な理論物理学が教えられているかと思えば、その隣では初級数学が教えられている。人々が年齢に関係なく、それぞれの必要に応じて学べる、そういう学習空間に大学は変化してゆくはずである。 (次頁に続く)

大学とは①－2

* これは決して「大学の水準を低下させる」ことではない。大学が「知識・技能のディズニーランド」となり、「**成人のための学習センター**」になることである。これまで大学は高度な学問・科学の生産工場であり、貯蔵庫だった。この役割は決してなくなることはないし、今まで以上に高まる。場合によっては、こうした高度の教育と研究のみに特化する大学がでてきても当然である。しかし、今や同一年齢層の半分が大学へ進学してくる時代に、すべての大学が同じである必要はない。それぞれの大学が、それぞれの目的・目標・ミッションに従って、教育内容を組み、もっともふさわしい学習スタイルを選び、それにふさわしい教職員を選び、その経営に必要な見識能力を備えた経営陣を選ぶことになる。

『世界の大学危機』潮木守一

大学とは②

- * 元ハーバード大学学長のデレク・ボック(Derek Bok)の証言である。彼は言う。もともと大学には「**社会の偵察者**」という役割が期待されてきた。
- * 現代の第三段階教育に求められているのは、幅広い年齢層、多様な背景をもった市民のための学習の場である。かつてカリフォルニア大学の総長クラーク・カーは、現代が求めているのは「**国家の経済的文化的な知的センター**」だとした。・・・「**だれでも、いつでも、どこでも、なにでも**」学習することのできる**知的センター**。二一世紀社会はそれを求めている。

『フンボルト理念の終焉？－現代大学の新次元』潮木守一

大学とは③

- * 大学とは、メディアである。…メディアとしての大学は、人と人、人と知識の出会いを持続的に媒介する。…大学を所与の教育制度として捉える以前に、知を媒介する集合的实践が構造化された場として理解すること。そのように大学を再定義することで、大学をめぐる今日の窮状を打開する糸口をつかめるのではないか。

『大学とは何か』吉見俊哉

大学とは④

- * 東京大学の創立に「理念」はあったか。
結論的には、大学独自の理念はありませんでした。
- * 大学のモデルは何だったのでしょうか。いまほとんどの大学史研究者が認めておりますのは複数モデル説で、単数モデル説はとっておりません。・・・大学院モデルというのはアメリカかもしれない、大学の理念はドイツのようだ、分科大学制度はフランスのようであるというように、複数モデルとしか言いようのない成り立ちを遂げております。

『東京大学の歴史』寺崎昌男